

●香川県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8月10月2日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和8年10月2日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 三木寒川線（279号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字井戸字高木 564番4地先から 木田郡三木町大字井戸字熊田 1235番2地先まで	10.9～28.8	121	令和3年1月29日付け香川県告示第39号で変更した区域の全て
木田郡三木町大字井戸字熊田 1288番1地先から 木田郡三木町大字井戸字熊田 1288番6地先まで	12.3～29.8	40	

- 4 供用開始の期日 令和8年10月2日